

ご質問の内容

- ・なりわい再建支援補助金について
- ・小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）について
- ・商店街への支援について
- ・融資・資金繰り等について
- ・雇用調整助成金等について

【なりわい再建支援補助金について】

○なりわい再建支援補助金とはどのような補助制度ですか。

被災された中小・小規模事業者等が、施設や設備の復旧に取り組む際に要する費用を助成するものです。

1事業者あたり、補助上限額15億円、補助率は最大3/4等。

○なりわい再建支援補助金で補助対象となるのはどのようなものですか。

事務所や工場などの建物、生産機械などの設備で、原則、事業用として資産計上してあるものが対象となります。

在庫や原材料、消耗品などは対象外。

○なりわい再建支援補助金の公募はいつからですか。説明会は開催しますか。

公募開始に向けて現在準備しているところです。説明会は、2月9日及び2月14日に開催する予定です。

2月9日（金）：コスモアイル羽咋（ユーフォニーホール）

2月14日（水）：石川県地場産業振興センター本館1階大ホール

○なりわい再建支援補助金の申請に関しては、どこで相談できますか。

この相談窓口（予約制で対面も可能）のほか、商工会・商工会議所、I S I C O、中小企業団体中央会、信用保証協会などの支援機関で対応します。

○なりわい再建支援補助金等の支援策の活用について、罹災証明などは必要ですか。そのほか、必要書類はありますか。

市町で発行される罹災証明等のほか、県が整備する各種様式や、工事業者等が発行する見積書などの書類を提出していただくこととなります。詳細は後日、石川県経営支援課のHPで公表します。

○これ以外に支援策はないですか。

国、県等において検討中です。支援施策は随時HP等で公表・周知いたします。

【小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）について】

○小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）とはどのような補助制度ですか。

被災された小規模事業者の事業再建を支援するため、商工会議所・商工会の助言も受けながら災害からの事業再建に向けた計画を自ら作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助するものです。

1 事業者あたり、補助上限額は、事業用資産の損壊等の直接的な被害を受けた場合は上限200万円、売上減少の間接的な被害を受けた場合は上限100万円。

補助率は2/3。（直接被害のうち一定の要件を満たす場合のみ定額補助（10/10））。

1月25日（木）から公募が開始されていて、2月1日（木）から補助金事務局において申請を受け付けているので、詳細は補助金事務局HPもしくはお近くの商工会議所・商工会にご相談ください。

○小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）の1次申請のスケジュールを教えてください。

2月1日（木）から補助金事務局にて申請受付を開始し、2月29日（木）に受付締め切りとなっている。2次公募は、追って公表されます。

詳細は補助金事務局HPもしくはお近くの商工会議所・商工会にご相談ください。

○小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）で補助対象となるのはどのようなものですか。

例えば、

- ・新商品等を陳列するための陳列棚や什器等の備品の購入
- ・商品サービスを訴求するためのチラシ、冊子、パンフレット、ポスター等の制作
- ・商品PRイベントの実施

といった経費が対象となります。

1月25日（木）から公募が開始されていて、2月1日（木）から補助金事務局において申請を受け付けているので、詳細は補助金事務局HPもしくはお近くの商工会議所・商工会にご相談ください。

【商店街への支援について】

○商店街の再生支援とはどのような内容ですか。

①被災されたアーケードや街路灯、共同施設等の改修等に要する費用を補助します（補助率は3/4、補助上限額なし）

②地震等により被害を受けた商店街等が行う、にぎわい創出のためのイベント等に要する費用を補助します（補助率は定額補助（10/10）、補助上限額100万円）

○補助対象者について教えてください。

商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する組織、任意団体等が対象となります。

○公募はいつから開始しますか。

公募開始に向けて現在準備しています。順次、県のホームページ等でご案内させていただきます。

【融資・資金繰り等について】

○新規融資を受けたいのですが、どのような融資制度がありますか。

現在、県融資制度の災害対策融資や日本政策金融公庫、商工中金の災害復旧貸付等がご利用いただけるほか、今後、日本政策金融公庫において、新たに創設する特別貸付により、長期・低利の融資を行うこととされております。融資に関するご相談・お申込みについては、県内の民間金融機関や日本政策金融公庫、商工中金にお問い合わせください。

(参考) 石川県 融資制度のご案内

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/documents/panhuretto.pdf>

(参考) 日本政策金融公庫

- ・ 金沢支店 中小企業事業 076-231-4275
- ・ 金沢支店 国民生活事業 0570-045202
- ・ 小松支店 国民生活事業 0570-045445

令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/202401saigai.html>

(参考) 商工組合中央金庫金沢支店 076-221-6141

「令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口」の開設について

https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_240104_01.pdf

○既往債務の返済負担を軽減させたいです。

国より、官民金融機関に対し、災害の影響を受けている事業者に最大限寄り添った柔軟かつきめ細かな支援の徹底等について、要請が発出されております。まずはお取引先の金融機関にご相談ください。また、国の支援パッケージでは、ゼロゼロ融資等の返済条件変更に当たって被災事業者に生じる追加保証料をゼロとする支援を行うこと、二重債務問題に対応した官民ファンドの活用を検討することとされております。

(参考) 金融庁 令和6年能登半島地震に関する事業者等への資金繰り支援の徹底等について

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240105/yousei.html>

○信用保証協会の別枠保証を受けることはできますか。

現在、災害救助法が適用された市町において、今般の地震の影響により売上高等が減少している事業者を対象に、一般保証とは別枠で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号が適用されております。また、同市町において、罹災証明を受け事業の再建に必要な資金を借り入れる事業者を対象に、一般保証及びセーフティネット保証とは別枠で融資額100%を保証する災害関係保証が適用されております。保証制度に関するご相談やお申込みについては、県信用保証協会へお問い合わせください。

(参考) 石川県信用保証協会 076-222-1550

○資金繰りに不安がある場合、どこに相談すればよいでしょうか。

お取引先・お近くの金融機関又は県信用保証協会へご相談ください。

【雇用調整助成金等について】

○雇用調整助成金とはどのような補助制度ですか。

雇用調整助成金とは、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主様が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度です。

○雇用調整助成金の特例では何が拡充されたのでしょうか

今回の特例措置では、

- ・助成率の引き上げ（中小企業 2/3→4/5、大企業 1/2→2/3）
- ・支給日数延長（100日/年 → 300日/年）などが拡充されました。

○雇用調整助成金などの申請に関しては、どこで相談できますか。

雇用調整助成金や雇用保険の失業給付については石川労働局特別相談窓口（076-265-4432）やハローワークでも相談を受け付けている他、石川県社会保険労務士会（076-291-5418）でも窓口を火・水・木の午後開設し、無料で電話相談を受け付けています。

○相談の際に、準備しておくべきことや書類などはありますか。

まずはお電話をください。

○ワンストップコールセンターでは、こういった相談にのってもらえますか。

- ・労務管理（賃金の支払い、解雇、休業手当等）に関する事
- ・雇用調整助成金に関する事 等

以上